

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすとともに、経営の健全性及び透明性を高め、株主や顧客をはじめとするステークホルダーにとっての利益を守り、企業価値の継続的な向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスの確立が最重要課題であると認識し、次の考え方のもと、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

1. 株主の権利・平等性の確保
2. 株主を含む全ステークホルダーとの適切な協働
3. 適切な情報開示による透明性の確保
4. 取締役会による業務執行の監督
5. 株主との建設的な対話

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則1-2-4)株主総会における権利行使

当社は、現状議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は行っておりませんが、今後、機関投資家や海外投資家等の比率、コストメリット等を総合的に勘案しながら、対応を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4)いわゆる政策保有株式

1. 政策保有に関する方針

政策保有株式は保有しないことを原則としており、現在保有する上場株式はありません。今後業務提携等で政策的に上場株式を保有する必要性が生じた場合には、取締役会において保有の適否を判断し、保有する場合には、その銘柄、保有予定期間、保有の目的等を開示いたします。またその後は、毎年取締役会において保有継続の適否を判断し、その結果を開示いたします。

2. 議決権の行使基準

政策保有株式は保有しないことを原則としておりますが、何らかの事情により保有している場合には、当該株式の発行会社の株主価値向上に資することを判断基準として、議決権行使を行います。

(原則1-7)関連当事者間の取引

当社では、役員、主要株主及びその他の関連当事者との間で取引を行う場合、会社法等の関係法令及び取締役会規則等の社内規程に則り、必要に応じて取締役会の承認を経るものとしております。また、取締役会での承認にあたっては、社外取締役及び社外監査役が当該審議に加わることであり、より客観的な立場から、取引内容の公正性、妥当性を検討することにより、当社及び株主共同の利益が損なわれないよう十分な審議を行っております。

また、取締役会の承認を受けた取引が実行された場合には、会社法等の関連法令及び取締役会規則等の社内規程に従い、その内容について取締役会に報告する体制を構築しております。

併せて、定期的に役員及び執行役員に対して、「関連当事者との取引に関する調査票」の提出を求めており、関連当事者との取引の有無を把握しております。

(原則2-6)企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は確定給付企業年金と確定拠出年金を導入しておりますが、確定給付企業年金は運用機関に委託しており、運用機関からの定期的な報告により、従業員の資産形成及び当社の財政状態に与える影響を把握するよう努めております。今後、企業年金担当組織が運用機関に対するモニタリング活動を適切に発揮できるよう、人材の配置や育成等に努めてまいります。

確定拠出年金については、入社時に制度及び商品説明を行っていますが、今後は定期的に資産形成・投資運用に関する社内セミナー等の実施を検討してまいります。

(原則3-1)情報開示の充実

当社は、法令に基づく開示はもとより、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点より、以下の事項について主体的な情報発信に努めてまいります。

1. 経営理念・社訓、企業ビジョンを当社Webサイトで公表しております。

<http://www.punch.co.jp/companyinfo/vision.html>

中期経営計画を当社Webサイトで公表しております。

http://www.punch.co.jp/ir/med_management.html

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報に記載の内容をご参照ください。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続方針

当社は、「世界のものづくりを支えるパンチグループとして、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主利益との整合性を保ちつつ、各役員への会社業績向上に向けた効果的かつタイムリーな動機づけがなされるとともに、優秀な人材を経営陣として確保することが出来るような報酬体系とする」という基本方針のもと、役員等による基本報酬と各役員の前年度業績目標の達成度に連動する個別報酬から成る固

定報酬、会社の当年度の業績に連動する業績連動賞与、そして株式報酬の3つで構成された取締役・執行役員報酬制度を構築しております。

手続

取締役会の諮問機関である社外役員を中心とする指名・報酬諮問委員会にてその妥当性について審議し、最終的に取締役会で決定しております。

4. 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は取締役、執行役員、監査役、最高経営責任者が、その役割・責務を実効的に果たし、企業の持続的な成長と、中長期的な企業価値向上に資する人材を選任すべく、それぞれの選解任方針・基準及び手続を定めております。

取締役候補者指名の方針と手続

取締役候補者の指名にあたっては、代表取締役(社長執行役員)が候補者を提案し、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会で審議した結果も踏まえ、取締役会で決定しております。

なお、候補者の提案については、人事の透明性・公平性をより高めるため、指名・報酬諮問委員会からも提案が可能としております。更に、指名・報酬諮問委員会は、客観性を高めるため、適宜候補者面談やヒアリングを行う等、積極的に関与する仕組みとしております。

< 社内取締役・社外取締役共通要件 >

- 上場企業の取締役としてふさわしい人格、見識を有すること
- 職務執行にあたり、肉体及び精神の両面で健康上の支障がないこと
- 経営判断能力及び経営執行能力に優れていること

< 社内取締役(業務執行取締役)の要件 >

- 当社及び当社グループの業務に関し、職務執行に十分な経験と知見を有すること

< 社外取締役の要件 >

- 豊富な専門知識・経験を有し当社の持続的な成長や中長期的な企業価値向上に資する人材であること。
- 当社以外の上場会社役員等の兼任は合理的な範囲であり、十分な時間・労力を当社の取締役としての業務に振り向けることが出来ること。
- 別に定める「社外役員の独立性判断基準」に適合していること。

また、取締役候補者指名までの手続きは以下のとおりとなっております。

- 代表取締役が候補者案を策定。
- 上記案を、指名・報酬諮問委員会に諮問。
- 指名・報酬諮問委員会において、上記方針に基づき、各候補者の適格性について審議し、取締役会へ答申。
- 上記答申に基づき、取締役会にて最終決定。

監査役候補者指名の方針と手続

監査役は、業務執行者からの独立性を確保し公平不偏の態度を保持できる者、最低1名は財務・会計に関し相当程度の知見を有する者であることが望ましく、代表取締役は監査役としてふさわしい見識を持つ者を候補者として提案し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会で審議した結果も踏まえ、取締役会で決定しております。

取締役・最高経営責任者等の解任方針及び手続

取締役及び最高経営責任者等が、その選任方針から著しく乖離する等、解任の基準に抵触したと判断された場合には、取締役会メンバーまたは指名・報酬諮問委員会メンバーは、当該取締役及び最高経営責任者等の解任案を指名・報酬諮問委員会に提出し、指名・報酬諮問委員会は、当該解任案を審議の上取締役会に上程します。取締役会は、会社法または社内規程に則り、当該取締役及び最高経営責任者に対して、解任または辞任勧告を行います。

5. 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の選任理由等については、株主総会参考書類をご参照ください。

<http://www.punch.co.jp/ir/stock.html>

(補充原則4-1-1) 経営陣に対する委任の範囲

当社の取締役会は、中長期的な経営理念・ビジョン、経営戦略等の方針を示すとともに、取締役会の専決事項の他、特に重要と認められる業務執行の決定をしております。上記以外の事項及び具体的な業務執行は経営陣に委任しており、その範囲は、取締役会で定めた決議・決裁権限規程に基づいております。

(原則4-8) 独立社外取締役の有効な活用

取締役7名中、2名が独立社外取締役であります。

独立社外取締役は、豊富な経験や幅広い知見、独立した立場から経営の方針や経営改善について、会社の持続的な発展及び中長期的な企業価値向上の観点から、経営全般に関する助言を行うとともに、経営の意思決定及び監督について独立社外取締役の役割を果たすことを期待しております。

また、コーポレート・ガバナンス強化の一環で、取締役会の経営陣からの独立性を高めるため、社外取締役が取締役会の議長を務めることとしております。

(原則4-9) 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、社外役員(社外取締役および社外監査役)の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員が以下に掲げる項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

- 当社及び当社との関係会社(以下、当社グループ)の業務執行者(1)ならびに過去において業務執行者であった者。
- 当社グループを主要な取引先(2)とする者またはその業務執行者。
- 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者。
- 当社の大株主(3)またはその業務執行者。
- 当社グループが大株主である会社の業務執行者。
- 当社の法定会計監査人である監査法人に所属している者。
- 当社グループから、役員報酬以外に多額(4)の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等。尚、当該利益を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者を含む。
- 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者。
- 当社グループが直近事業年度末日の連結総資産の2%を超える資金の借入をしている金融機関及びその関係会社、またはそれらの業務執

行者。

j. 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員を兼務している場合における当該他の会社及びその関係会社の業務執行者。

k. 上記b. ~j. に過去3年間に於いて該当していた者。

l. 上記a. ~k. に該当する者が重要な地位(役員および部長職以上の使用人またはそれらと同格とみなされる役職)にある場合は、その者の配偶者及び2親等以内の親族。

(注)

(1)業務執行者:業務執行取締役、執行役、その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、使用人。

(2)主要な取引先:取引高が取引元の直近事業年度における連結売上高の2%を超える取引先。

(3)大株主:直接保有、間接保有を含む議決権保有割合が10%以上である株主。

(4)多額:その者が個人の場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合等の団体の場合にはその者の年間の総収入の2%を超える額。

(補充原則4-11-1)取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社は、取締役会の構成メンバーとして、経営、会計、金融、法律等の専門知識や経験を備えた人物をバランスよく配置すべきであると考えており、また、ジェンダーや国際性等の多様性の確保にも努めております。

当社は、現在幅広い経験と豊富な見識を持つ社外取締役2名(うち男性1名、女性1名)と、当社グループの事業経営に関する経験又は専門知識を持つ社内取締役4名を選任しておりますが、引き続き、取締役会評価や取締役候補者選任の議論を通じ、当社にとって最適な取締役会の構成を検討して行きたいと考えております

(補充原則4-11-2)社外取締役・社外監査役の兼任状況

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきであるとの観点より、役員の兼任数は合理的と思われる範囲とし、毎年兼任状況を確認しております。また兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書で開示しております。

(補充原則4-11-3)取締役会全体の実効性についての分析・評価

当社取締役会は、取締役会が適切に運営され、その機能を果たしているか検証を行うとともに、取締役会全体の実効性を高めることを目的として、取締役会の実効性について以下の方法にて分析・評価を行っております。

【分析・評価方法】

全取締役に対し質問票を送り、点数評価及び自由回答形式による自己評価を行いました。各取締役の自己評価をもとに取締役全員で相互評価を行い、監査役の見解も踏まえ、当社取締役会の課題及び対応について検討致しました。

(質問大項目)

- ・取締役会の構成
- ・取締役会の運営
- ・情報提供(情報入手及び品質)
- ・審議の活性化
- ・取締役会の役割・責務

【結果の概要】

2019年度の取締役会実効性評価においては、客観的な意思決定に資する情報の質の向上、取締役個々の更なるレベルアップの必要性が指摘されました。また、取締役会として当社の企業価値向上に資するテーマを定め、その実現へ向けて継続的に進捗をチェックし、推進していくことが、取締役会の実効性を高めることにつながることを確認し、次年度の取組みに組み込むこととしました。

2019年度課題への取組状況

2019年度の課題は モニタリングの強化、 当社の目指す方向性に関する議論の深化、 次世代経営陣の育成とモニタリング、の3点であり、その取組み状況は以下のとおりです。

については、取締役会のモニタリング結果が業務執行に迅速かつ適切に反映されていない、との課題を認識しました。

については、役員を選任プロセスや、機関設計のあり方等、ガバナンスに関する議論が深まり、今後も継続的に、当社の目指す方向性に関するさまざまな課題について議論していくことが確認されました。

については、今後、取締役会と次世代経営陣候補者の接触の機会を増やし、取締役会が育成とモニタリングの両面で更に積極的に関わる必要があることが認識されました。

今後も、この取組を継続してまいります。

【分析・評価を踏まえた今後の課題及び対応】

- モニタリングの強化
- ・業務執行におけるPDCAの運用の監視と、適時の軌道修正の指示
- ・取締役相互の監督強化
- 取締役会の構成
- ・機関設計、適切な取締役会の規模、社外取締役比率等、多様性も意識した取締役会構成の検討
- 次世代経営陣の育成とモニタリング
- ・取締役会と次世代候補者とが対話できる機会の創出と、モニタリングの仕組み整備
- 企業価値の向上
- ・企業価値向上のための重点テーマを定め、取締役会での継続的な議論と進捗確認

(補充原則4-14-2)取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、新任取締役・監査役に対し、取締役・監査役の職務を行うにあたり必要なガバナンス、リスクマネジメント、内部統制などの基礎的知識の習得のための、外部機関による研修等を斡旋し、費用を負担するとともに、社外取締役・監査役に対しては、就任早々に当社の事業等の理解促進を目的に、主要な事業拠点の見学、説明会等を実施することを方針としております。

また、取締役・監査役はその職務を果たすために自己研鑽に努めるとともに、経営、事業運営に関する法令・規則等の改正が行われた場合、その都度コンサルタント等を活用して、知識の更新に努めることとしております。

(原則5-1)株主との建設的な対話に関する方針

5-1-1.

当社は、株主の要望に応じて、CEO、CFO、IR担当等が、株主との建設的な対話に臨むことを基本としております。

5-1-2.

(i)当社は、株主との対話全般において、建設的な対話を実現するよう、IR専任部署を置き、その統括を行うIR担当執行役員を指定しております。

(ii)IR専任部署、財務部門、経営戦略部門等と連携して適時かつ公正・適正な情報開示を行うよう努めております。

(iii)決算説明会や会社説明会の他、IRイベントに積極的に参加するとともに、アニュアルレポート、IRメールマガジン等のツールにより、株主・投資家との対話の充実を図っております。

(iv)経営に株主・投資家の意見や懸念事項を反映するため、IR担当執行役員が適時に経営陣幹部や取締役会に報告する体制と、IR専任部署からレポートの形で定期的に報告する体制を整備しております。

(v)決算情報については、各四半期の期末日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間とし、投資家との対話を制限しております。投資家との対話においては、事前に対話内容の確認を行い、インサイダー情報の流出と情報の非対称性が生じないよう努めております。また、社内においては、「内部者取引管理規程」「情報セキュリティ管理規程」でインサイダー取引の未然防止、インサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|-----------|-------|
| エム・ティ興産株式会社 | 3,804,900 | 17.45 |
| CACEIS BANK S. A., GERMANY BRANCH - CUSTOMER ACCOUNT | 2,415,800 | 11.08 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 1,319,300 | 6.05 |
| パンチ工業従業員持株会 | 879,430 | 4.03 |
| 森久保 有司 | 663,000 | 3.04 |
| 森久保 哲司 | 663,000 | 3.04 |
| 神庭 道子 | 431,000 | 1.98 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 359,000 | 1.65 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 284,700 | 1.31 |
| THE BANK OF NEW YORK 134088 | 270,800 | 1.24 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

大株主の状況は2020年3月31日現在の状況です。

株主の所有割合は、発行済株式の総数から自己株式数を控除した数を基準としております。

当社は、提出日現在において自己株式31,806株を保有しておりますが、上記大株主の状況には記載しておりません。

2017年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大和証券投資信託委託株式会社が2017年12月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称 / 保有株券等の数 / 保有株券等割合】

大和証券投資信託委託株式会社 / 516,500株 / 4.67%

当社は、2018年1月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、保有株券等の数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2020年3月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、モイスブルガー グントラム ゲーエムベーハー及びその共同保有者が2020年3月12日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称 / 保有株券等の数 / 保有株券等割合】

モイスブルガー グントラム ゲーエムベーハー(Meusburger Guntram GmbH) / 1,792,200株 / 8.10%

モイスブルガー ホールディング ゲーエムベーハー(Meusburger Holding GmbH) / 459,800株 / 2.08%

計 / 2,252,000 / 10.18%

3. 企業属性

| | |
|---------------------|---------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 機械 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |

| | |
|-------------------|-----------------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|--|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社外取締役 |
| 取締役の人数 更新 | 6名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 三橋 友紀子 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 角田 和好 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|------|--------------|--|
| 三橋 友紀子 | | | (社外役員選任理由) 事業法人における職務経験に加え、弁護士として法務全般に幅広い知見を有していることや、他社での社外取締役の経験を有していることから、「攻め」のガバナンスを実現していく社外取締役として適任と判断しております。また、女性の視点から、当社のダイバーシティ推進に向けた取り組みに対し適切なアドバイスを期待しております。 (独立役員に指定した理由) 当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。 |

| | | |
|-------|---|--|
| 角田 和好 | 同氏は日立化成株式会社の業務執行者でしたが、2014年以降業務執行に携わっておりません。 また同社と当社間に取引関係がありますが、直近事業年度における連結売上高の0.01%未満で非常に僅少であります。 | (社外役員選任理由) 事業会社における「ものづくり」への豊富な経験・知見に加え、執行役としての経営経験、取締役(監査委員)としての監査経験もあり、当社の業務執行のモニタリングや経営上の重要な意思決定に際して、重要な役割を發揮していただけることを期待しております。 (独立役員に指定した理由) 当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。 |
|-------|---|--|

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|------------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬諮問委員会 | 5 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | その他 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬諮問委員会 | 5 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | その他 |

補足説明

指名委員会及び報酬委員会に相当する任意の委員会として、取締役会の諮問機関であり、全ての社外役員と管理統括取締役で構成される指名・報酬諮問委員会を設置しております。

「その他」の委員の属性は、社外監査役2名であり、現在、委員長は社外監査役がその任に就いております。

指名・報酬諮問委員会規程に、当該委員会の権限を定めており、取締役会より諮問された取締役及び執行役員の選解任並びに報酬案、監査役の選解任に関する事項、名誉会長、相談役及び顧問の委嘱及び報酬案、その他これらに関する基本方針、規程類等につき、審議し取締役会に答申しております。

当該委員会の事務局は、取締役会事務局が兼務しております。

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 4名 |
| 監査役の数 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は三様監査の有効性と効率性の向上を図るため、それぞれの間で定期的な連絡会を開催して監査計画・結果の報告、意見交換などの相互連携の強化を図っております。

1. 監査役と会計監査人の連携

監査役及び会計監査人の監査計画について、事前に双方の報告を受ける体制となっております。監査役は会計監査人による監査報告会への出席の他、必要に応じて会計監査人監査の立会や、情報交換を行っております。

2. 監査役と内部監査部門の連携

監査役は内部監査部門と定期的にミーティングを持ち監査計画及び監査結果の報告を受けるとともに情報交換等を行っております。

3. 内部監査部門と会計監査人の連携

会計監査人による監査報告会および内部統制評価等を通じて、相互に情報交換を行っております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 安藤 良一 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 松江 頼篤 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|---|
| 安藤 良一 | | | (社外監査役選任理由) 弁護士としての長年の経験・知見に基づく公正な判断により、当社の経営の客観性・中立性の確保に寄与して頂けるものと判断し、社外監査役として選任しております。 |
| 松江 頼篤 | | | (社外監査役選任理由) 弁護士としての専門的見地から企業法務に優れた実績を挙げており、かつ高い見識を有しており、適切な監査を行うことができると判断し、社外取締役として選任しております。 (独立役員に指定した理由) 当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。 |

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 3名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|-------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動報酬制度の導入 |
|---------------------------|-------------|

該当項目に関する補足説明

短期的な業績向上への動機付けに資する報酬である、株主利益との整合性を保つため、株主への配当に準じ、利益より一定率を分配するものであります。

具体的には、親会社株主に帰属する当期純利益に支給率を乗じた金額と、役位ごとに定める上限金額の、どちらか低い方を業績連動報酬として年次決算確定後に支給します。業績連動報酬とそれ以外の報酬等は、各々の算定方法によって決定されており、両者の支給割合等に特段の定めはありません。

業績連動報酬算定に用いる指標及び当該指標を選択した理由は下記のとおりです。

| | |
|-------|-------------|
| [指標] | [選択の理由] |
| 当期純利益 | 株主利益との連動を図る |

自己資本利益率(ROE) 株主としての投資効率を高める
自己資本比率 中長期的な安全性を高める

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告にて全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 報酬の基本方針

「世界のものづくりを支えるパンチグループとして、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主利益との整合性を保ちつつ、各役員への会社業績向上に向けた効果的かつタイムリーな動機づけがなされるとともに、優秀な人材を経営陣として確保することが出来るような報酬体系とする。」

2. 報酬の構成

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬(賞与)、株式報酬の3つで構成されております。

固定報酬:毎月定額で支払われる報酬であり、役位によって定められる基本報酬と、個人別に定められる個別報酬で構成。個別報酬は、前年度における各個人の業績指標達成度等により算定。

業績連動報酬(賞与):短期的な業績向上への動機づけに資する報酬であり、株主利益との整合性を保つため、株主への配当に準じ、利益より一定率を分配するもので、総支給率は連結配当性向の10%を上限とする。

株式報酬:株主と利益意識を共有し、中長期的な企業価値向上や株価上昇への動機づけに資する譲渡制限付株式を付与。

なお、社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしております。

3. 報酬決定のプロセス

報酬制度の客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会は、社外取締役、社外監査役、管理官掌取締役で構成し、取締役、執行役員報酬の妥当性について審議し、最終的には取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達体制については、各部門やグループ会社からの月次業務報告を回覧するなど定期的に情報を提供するほか、出席されない重要会議等の会議資料の配付、さらに必要に応じ説明を行うなど、社外取締役、社外監査役の職務執行の補佐に努めております。また、取締役会をはじめ任意の委員会等に関する事項については、取締役会事務局が、監査役会については監査役室専任スタッフが、それぞれ業務連絡・補佐等、コミュニケーションが保てるよう配慮しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|--------|-------|--------------|---------------------------|------------|------|
| 森久保 有司 | 名誉会長 | 経営経験者としての助言等 | 非常勤、報酬有 | 2015/06/24 | 一年更新 |

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

当社創業者で元代表取締役会長の森久保有司に名誉会長を委嘱しております。

当社事業への深い造詣と人脈を生かし、大所高所から経営への助言をしております。また、現在の当社の中期経営計画は、創業者精神である「パンチスピリット」をもって取組むこととしており、その精神の醸成にも尽力しておりますが、当社の経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。

当社は、相談役・顧問を置くことができる規定を設けておりますが、その選任・報酬については、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会にて審議の上、取締役会で決定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会・業務執行体制

当社は、取締役会による経営の監視・監督と、経営陣による業務執行を分離し、経営陣による迅速な意思決定を可能とするため、執行役員制度を強化し、取締役会長を除く役付取締役を廃止し、執行役員の中から社長及び役付執行役員を選定する体制としております。

取締役会は取締役6名(うち社外取締役2名)で構成し、4名の業務執行取締役は執行役員を兼務しております。取締役会については、毎月開催する定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会の専決事項の他、決議・決裁権限規程で定める事項について審議する他、定期的に内部監査、リスク管理、IRの状況等の報告を受けております。2019年度は14回開催し、取締役の平均出席率は96%、監査役の平均出席率は98%となっております。なお、個人別の取締役会出席状況は、第46回定時株主総会招集ご通知の7ページ~14ページの、「第3号議案 取締役6名選任の件」「第4号議案 監査役4名選任の件」及び46ページの社外役員の状況に記載のとおりです。

業務執行の意思決定機関として、全執行役員を構成メンバーとする執行役員会を毎月開催し、適法な範囲で取締役会から権限委譲された重要な業務執行をはじめ、決議・決裁権限規程で定められた事項の決定を行っています。

2. 監査役会・監査役

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っています。社外監査役は、弁護士であり、コンプライアンスの観点より経営監視を実施しております。なお、毎年監査方針と重点監査項目を見直し、企業集団として健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立を目指しております。2019年度は監査役会を16回開催し、監査役の平均出席率は98%となっております。なお、個人別の監査役会出席状況は、第46回定時株主総会招集ご通知の12ページ~14ページの「第4号議案 監査役4名選任の件」及び46ページの社外役員の状況に記載のとおりです。

また、監査役室を設置し専任スタッフを配置することで、監査役の監査業務が円滑に遂行できる体制としています。

3. 会計監査人

会計監査人については、2015年6月よりPwCあらた有責任監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。

当社の2019年度の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名 継続監査年数

指定有限責任社員 業務執行社員 戸田 栄

指定有限責任社員 業務執行社員 小笠原 修文

で、当社の監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、その他8名であります。

会計監査人は、必要に応じて、監査役、内部監査部門と情報交換を行い、監査の連携を図っております。

4. 内部監査

当社の内部監査は、社長執行役員直轄の組織である経営監査室(内部監査従事者4名)が、取締役会により承認された年間内部監査計画に基づいて実施し、監査実施に当たっては、監査役との監査情報の交換など、連携をとっております。また監査報告を含む活動状況については適宜社長及び取締役会に報告し、監査役に対して説明を行っています。

5. リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント委員会は、執行役員、経営監査室長で構成しており、リスク管理体制及び法令遵守体制における整備・維持・向上を図っております。

6. 役員報酬の決定方法等

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。取締役個別の報酬額については、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会で、その妥当性について審議し取締役会で決定しております。また監査役個別の報酬については監査役会で決定しております。

7. 責任限定契約の締結について

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役がその期待される役割を十分発揮できるよう定款に取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆様にご承認いただいております。社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は取締役会の主な役割・責務を中長期的な経営理念・ビジョン、経営戦略等の方針を示し、取締役会専決事項の他、特に重要と認められる業務執行の決定を行うとともに、執行役員会を中心とした業務執行に対する監督としております。当社取締役会は、社内取締役4名と社外取締役2名で構成し、取締役会の経営陣からの独立性を高めるため、社外取締役が取締役会議長を務めるなど、ガバナンス体制の強化に努めております。また役員を選解任及び報酬に関する任意の指名・報酬諮問委員会の設置等、コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立的立場からの経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役による取締役会の監督機能、社外監査役による独立した立場からの監査、また監査役会が会計監査人や内部監査部門と連携を取り監視機能を強化することで、経営への監視機能が十分に確保された体制が整っていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|-----------------|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 決算期末から総会の招集に係る取締役会決議等、諸手続のスケジュールを見直し、招集通知は法定期日より早く発送するよう努めておりますが、本年は新型コロナウイルスの影響の影響により決算確定が遅れ、それに伴い招集通知も総会日の2週間前の発送となりました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 例年集中日を避けて株主総会を開催するよう努めておりますが、会場予約状況により本年(2020年)は6月25日に開催しました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | より多くの株主の皆様様に議決権を行使していただくために、電磁的方法(インターネット)による議決権行使制度を今年から採用し、更にスマートフォンによるスマート行使も導入いたしました。 |
| その他 | 当社Webサイトに招集通知及び決議通知を掲載しております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 開示の基本方針、開示方法、インサイダー取引の未然防止、情報の取扱等について規定し、IRサイトにて公表しております。 http://www.punch.co.jp/ir/disclosure.html | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 年に2～4回程度開催しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 中間及び通期の決算発表後に説明会を開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | IRサイトのURLは、 www.punch.co.jp/ir/index.html IRサイト掲載情報は、決算情報、会社説明会資料、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、アニュアルレポート、株主総会招集通知・決議通知、株主総会参考書類等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IR担当部署: 経営戦略室広報課 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 企業倫理規範、行動指針を定め、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを宣言しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 環境理念、環境行動指針に基づいた環境保全活動を継続的に推進しております。また、有害化学物質を含有しない製品づくり・調達に取り組んでおります。CSR活動にも積極的に取り組んでおり、その内容はアニュアルレポートや、当社Webサイト(CSRの取組み)に掲載しております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」について決議し、これについては外部環境及び経営環境の変化に応じて、継続的改善に努めるものとしております。

内部統制システムの整備に関する基本方針につきましては、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は企業活動の基本として、「経営理念」「企業ビジョン」「社訓」並びに「企業倫理規範」「行動指針」を定め、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとする。

(2) 「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク的的確な把握・評価と適切なコントロール等を行うリスク管理体制を整備するとともに、法令遵守体制の整備・維持・向上の推進に努める。

(3) 内部監査部門を設置し、法令・定款・規則・規程等の遵守並びに業務執行状況について定期的に監査を実施し、その結果を社長執行役員に報告するとともに、定期的に取締役会に報告し、監査役に対し説明を行う。

(4) 取締役及び使用人を始め当社の利害関係者がコンプライアンス上の問題等を発見した場合に、通報・相談を行うことができる内部通報制度を整備し、内部統制の維持と自浄プロセスの向上を図るものとする。なお、通報・相談は匿名を可能とし、通報者が不利益を被らないことを確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務に係る情報につき、法令及び社内規程に定めるところに従い、適切に作成し、保存・管理する。

(2) 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、この体制を整備・維持することによって適切なリスク対応を図る。

(2) 不測の事態が発生した場合には、臨時のリスクマネジメント委員会を開催、状況に応じた迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営の監視・監督と執行を分離し、経営陣による迅速な意思決定を可能とするため、執行役員制度を強化し、執行役員の中から社長及びその他の役付執行役員を選定することにより、職務執行権限と責任を執行役員へ委譲する。

(2) 取締役会は、毎月1回以上開催し、経営上の重要な事項について審議並びに意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。

(3) 全執行役員で構成する執行役員会を毎月1回以上開催し、取締役会から委任された事項の審議並びに決定を行う。

(4) 業務分掌や職務権限等に関する各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理に関する社内規程を整備し、また、子会社管理を管掌する執行役員を置くことにより、子会社の業務執行を監視、監督し業務の適正を確保する。

(2) 子会社の経営活動上の重要な意思決定については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととする。

(3) 子会社の財政状態、経営成績及び重要な決定事項の当社への定期的な報告を義務付けるとともに、重要な事象が発生した場合には、その都度報告を義務付ける。

(4) 当社は当社グループのリスク管理を担当する機関として、子会社を管掌する執行役員も委員となる「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を審議する。

(5) 当社は将来の事業環境を踏まえたグループ中期経営計画を適宜策定し、当該中期経営計画を具体化するため、当社各部門及び子会社はそれぞれ重点施策を定め、グループ全体の目標達成に向け諸施策を実行する。

(6) 内部監査部門は、子会社の内部監査部門と密接に連携し、定期的に子会社の業務監査を実施し、その結果を社長執行役員に報告するとともに、定期的に取締役会に報告し、監査役に対し説明を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務遂行を補助する監査役室を設置し、専任スタッフを配置する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室スタッフの人事考課は監査役が行い、異動・懲戒等に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役室スタッフは、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指示命令に従うものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項をすみやかに報告するものとする。

(2) 内部監査部門は、内部監査上の重要な指摘や課題事項を定期的に報告するものとする。また、内部通報による通報内容等をすみやかに報告するものとする。

(3) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行わなければならない。

(4) 当社監査役へ当該報告を行ったことを理由として、報告者に対し不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役及び監査役会は、会計監査人及び内部監査部門と緊密な連携を保ち、相互に牽制する関係を構築し、効率的かつ効果的な監査を行う。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- (3) 監査役は取締役会のほか、執行役員会その他の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、監査の実効性を高める。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制が適正に機能することを継続的に評価できる体制を整備、維持する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「パンチ工業株式会社行動指針」において、企業活動や市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないことを宣言しております。

反社会的勢力を排除するための体制につきましては、以下のとおりであります。

- (1) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - a 当社の行動指針、社内規程等に明文の根拠を設け、役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - b 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切拒絶する。
- (2) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - a 反社会的勢力の排除を推進するため本社に統括管理部門を設置し、また、各拠点に不当要求対応の責任者を配置する。
 - b 反社会的勢力への対応についての規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
 - c 取引先等については、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - d 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
 - e 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

あり

該当項目に関する補足説明

当社は2020年4月10日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下、「買収防衛策」といいます。)を導入しました。

本買収防衛策は、取締役会の決議により導入いたしました。本年6月25日開催の第46回定時株主総会においてその更新を議案として上程し、当該株主総会において本買収防衛策の更新が承認されました。

(1) 基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

中期経営計画による取組み

当社は、「金型部品業界でのトップブランドを確立し、製販一体企業としての優位性を活かした高収益企業を目指す。」という企業ビジョンを実現していくため、2016年度を初年度とする5年間の中期経営計画「VC2020」に取組んでまいりました。

ここでは、「販売5極体制の確立」「お客様サービスの向上」「高収益事業の推進とR&D強化」及び「働き方改革・人事制度改革」を4つの重点経営課題として、それぞれに施策を講じています。

「販売5極体制の確立」は、既存の日本、中国、東南アジアに加えて、米州、欧州にも新たな販売体制を確立するものです。

「お客様サービスの向上」は、新製品・サービスの提供の他、調達ソースのグローバル化による最適な製品の提供や、グローバル展開されているお客様へ世界中で当社製品の提供を行うものです。

「高収益事業の推進とR&D強化」は、新設のベトナム工場をトリガーとした、日本工場、中国工場との生産最適化と、R&D強化を通じた特注品生産工程の改善によって利益の増強を図るものです。

「働き方改革・人事制度改革」は、社員のワークライフバランスを実現するとともに、より透明性・公平性のある人事制度の導入によって社員のモチベーションの向上を図るものです。

上記の「VC2020」は2020年度を最終年度とする計画ですが、米中貿易摩擦の長期化に、新型コロナウイルス感染の世界的拡大が加わり、当社の経営環境がますます先行き不透明な状況になっていることから、次期中期経営計画の策定に入る前に、2020年度から2年間の繋ぎ計画である「VC2020Plus」を策定し、今後に向けた足場固めを行うこととしました。「VC2020Plus」では、「VC2020」の基本的な経営方針を踏襲しつつ、現環境に呼応した内容の見直しを行いました。「高い品質のカatalog品と特注品をワンストップで提供する」「世界5極の営業ネットワークでお客様に寄り添う」、というユニークなビジネスモデルが当社の強みであり、これをさらに発展させるものであります。

コーポレートガバナンス強化による取組み

当社は、法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすとともに、経営の健全性及び透明性を高め、株主や顧客をはじめとするすべてのステークホルダーにとっての利益を守り、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスの確立が最重要課題と認識し、指名報酬諮問委員会の設置、取締役会の実効性評価、執行役員制度の強化、取締役会議長の社外取締役への変更、譲渡制限付株式報酬の導入をはじめとした役員報酬制度の整備等、コーポレートガバナンスの強化に取組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

本買収防衛策買収防衛策の目的

本買収防衛策買収防衛策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記の基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本買収防衛策は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得行為を抑制するために、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主に代替案を提案したり、あるいは株主がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本買収防衛策買収防衛策の概要

本買収防衛策買収防衛策は、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本買収防衛策に係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本買収防衛策の発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を執行してはならないものとされています。

買収者が本買収防衛策において定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本買収防衛策所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行

使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の対抗措置をとることができるものとし、

本買収防衛策に従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主に当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本買収防衛策に従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役、当社社外監査役及び/又は社外の有識者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本買収防衛策所定の場合には、株主総会を招集し、株主の意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

なお、本買収防衛策の有効期間は2023年3月期に関する定時株主総会終結の時までとされています。

(4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本買収防衛策が基本方針に沿うものであること

当社の中長期的経営計画の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するための具体的取組みとして策定されたものであり、

また、当社株式に関する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的としており、(1)の基本方針に沿うものです。

本買収防衛策が当社の株主の共同に利益を損なうものでないこと

本買収防衛策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足していること、本買収防衛策が株主総会において株主のご承認を得た場合にのみ更新されること、一定の場合に本買収防衛策の発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認する仕組みが設けられていること等、株主の意思を重視するものとなっております。

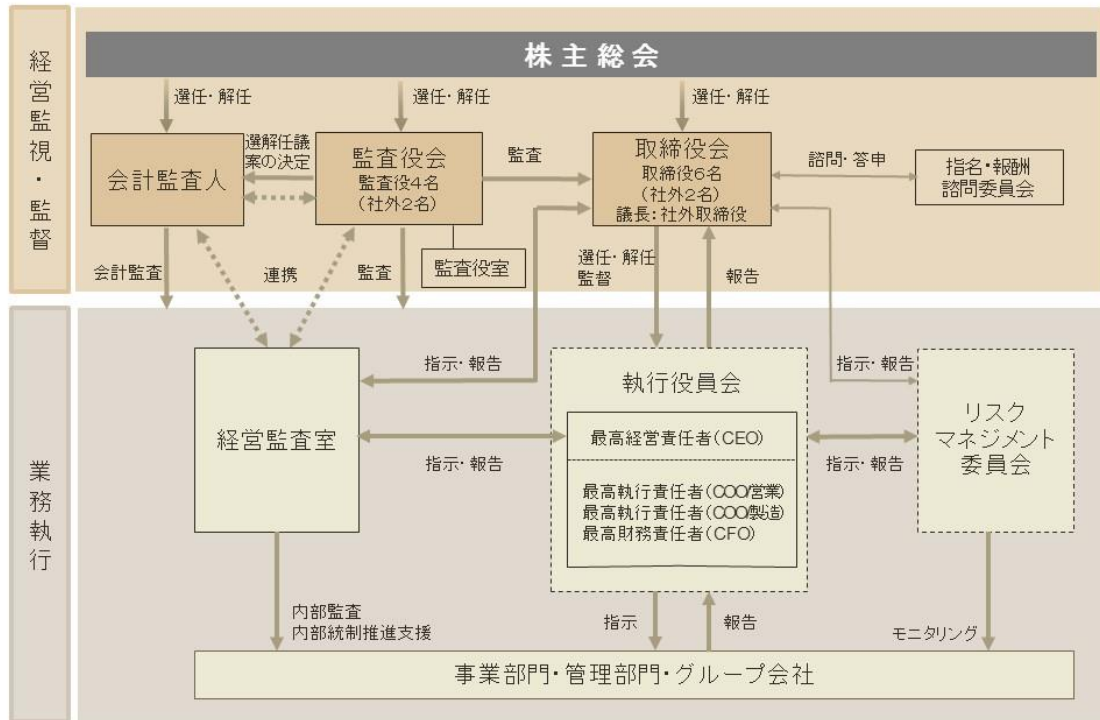
本買収防衛策が当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと

本買収防衛策の発動等には、当社経営陣から独立性を有する当社社外取締役、当社社外監査役及び/又は社外の有識者等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされていること、また、独立委員会が、当社の費用で専門家等の助言を受けることができるものとされていること、本買収防衛策の発動に関して客観的な要件が設定されていること等により、その判断の公正性・客観性が担保されております。

したがって、本買収防衛策は当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレートガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

